

行政相談委員の委嘱

行政相談委員として、山村優子さん、市川智さん、柴田浩一さんが4月1日付で再任され、総務大臣から委嘱されました。

行政相談委員は、市民の皆さんから国の行政機関などの業務に対する意見や要望をお聞きし、必要な助言や関係機関へその意見を通知するなど、問題解決に向けたお手伝いをします。社会福祉、医療保険、年金、国道、労働基準などに関する困りごとがあれば、お気軽にご相談ください。

日時 毎月第3木曜日9:30～11:30

場所 市役所1階市民広聴課相談室

担当 市民広聴課 ☎046(252)8218 FAX046(252)0220

市職員（令和5年10月1日採用）募集

職種	採用人数	受験資格
A 一般事務（上級）	4人程度	平成6年4月2日～平成13年4月1日に生まれた方
B 一般事務（初級）		平成13年4月2日～平成17年4月1日に生まれた方
C 一般事務（障がいのある方。上級）	1人程度	昭和53年4月2日～平成13年4月1日生まれで、障害者手帳等※の交付を受けている方
D 一般事務（障がいのある方。初級）		平成13年4月2日～平成17年4月1日生まれで、障害者手帳等※の交付を受けている方
E 社会福祉主事	2人程度	昭和63年4月2日～平成13年4月1日生まれで、社会福祉主事の任用資格を有する方または令和5年9月末までに取得見込みの方
F 土木職（資格あり）	1人程度	昭和58年4月2日～平成13年4月1日生まれで、技術士（建設部門・上下水道部門・総合技術監理部門）、建設機械施工技士（1級）、土木施工管理技士（1級）のいずれかの資格を有する方
G 土木職（資格なし）		昭和58年4月2日～平成13年4月1日に生まれた方
H 土木職（初級）		平成13年4月2日～平成17年4月1日に生まれた方
I 建築職（資格あり）	2人程度	昭和58年4月2日～平成13年4月1日生まれで、建築施工管理技士（1級）、建築士（1級）のいずれかの資格を有する方
J 建築職（資格なし）		昭和58年4月2日～平成13年4月1日に生まれた方
K 建築職（初級）		平成13年4月2日～平成17年4月1日に生まれた方
L 保育士	2人程度	昭和58年4月2日以降に生まれ、保育士の資格を有する方または令和5年9月末までに取得見込みの方
M 保健師	1人程度	昭和58年4月2日以降に生まれ、保健師の資格を有する方または令和5年9月末までに取得見込みの方

※障害者手帳等とは、身体障害者手帳、療育手帳、児童相談所などが発行した知的障害の判定書および精神障害者保健福祉手帳です。

受験案内の配布場所 市役所3階職員課・1階市民情報コーナー、イオンモール座間情報コーナー（市ホームページからダウンロード可）

申込 受験案内に記載された期日までに市ホームページなどから電子申請

担当 職員課 ☎046(252)7911 FAX046(255)3550

最近の消費生活相談事例

トラブル急増「お試し価格」に注意。定期購入になっていませんか？

【事例】

SNSで、「化粧品、初回500円（回数縛りなし）」という広告を見て注文した。後日、初回と同じ商品が届き、7,500円の請求書が同封されていた。事業者にお問い合わせすると、「5回の商品購入が条件の契約だ」と言われた。

【アドバイス】

- 価格だけで判断せず、「定期購入が条件となっていないか」「支払う総額はいくらか」「解約・返品はできるのか」など契約内容を最後までしっかり確認しましょう。
- 注文時の記録や、広告、利用規約などの画面を保存・印刷しましょう。
- スマートフォンの文字は特に小さく、定期購入について注意書きがよく見えなかったという事例もあるのでご注意ください。
- 不安に思った場合やトラブルになった場合は、消費生活センターなどに相談しましょう。

ご利用ください座間市消費生活センター

消費生活センターでは、専門の資格を持つ相談員が、商品やサービスの苦情や事業者とのトラブルの相談、問い合わせなどを受け付け、問題解決のためのサポートをしています。

受付 月曜～金曜日9:30～12:00、13:00～16:00（年末年始、祝・休日を除く）

※偶数月の第2水曜日は午後のみ。

相談方法 電話で同センターへ（市役所1階市民広聴課）

専門電話 ☎046(252)8490（時間外☎188へ）

担当 市民広聴課 ☎046(252)8218 FAX046(252)0220

市税などの納付は口座振替のご利用を

市税などの納付には、納め忘れや金融機関などに行く手間のない口座振替をご利用ください。詳しくは下記問い合わせ先へお問い合わせください。

口座振替の申込方法

市役所、各出張所および市内にある以下の取扱金融機関で配布する「座間市口座振替依頼書」に必要事項を記入し、取扱金融機関へ預（貯）金通帳と通帳印を併せて持参してください。

※市外の取扱金融機関には、依頼書が備え付けてありません。事前に各担当に依頼書を請求してください。

※★の金融機関は、市役所各担当課窓口でも申請ができます。キャッシュカード、身分証明書を持参してください。詳しくは担当へお問い合わせください。

振替種目と振替日一覧

振替日	4月 末日	5月 末日	6月 末日	7月 末日	8月 末日	9月 末日	10月 末日	11月 末日	12月 25日 末日	1月 末日	2月 末日	3月 末日
振替種目	上記振替日が金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日											
①固定資産税・都市計画税(注1)		1期		2期		3期		4期				
②個人市県民税(普通徴収)(注1)(注2)			1期		2期		3期		4期			
③軽自動車税(種別割)		全期										
④国民健康保険税(注1)(注2)			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
⑤市営住宅使用料(注3)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	(注3)12月	1月	2月	3月
⑥介護保険料			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
⑦児童ホーム手数料(児童ホーム保育料)(注3)	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	(注3)9期	10期	11期	12期
⑧保育所保護者負担金(保育所保育料)(注3)	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	(注3)9期	10期	11期	12期
⑨後期高齢者医療保険料(注3)				1期	2期	3期	4期	5期	(注3)6期	7期	8期	9期
⑩小学校給食費(注3)		1期	2期	3期		4期	5期	6期	(注3)7期	8期	9期	10期

(注1)固定資産税・都市計画税、個人市県民税（普通徴収）、国民健康保険税については、期別振替か全期前納振替かを選択することができます。

前者は、納期限ごとに振り替えされます。後者は、1期の納期限に年間の全額が振り替えされます。2期以降から全期前納振替を申し込んだ場合は、初年度は納期限ごとに振り替えされ、翌年度から1期に年間の全額が振り替えされます。年度途中で増額された場合（個人市県民税（普通徴収）の5期および随時期、国民健康保険税随時期を除く）は差額が納期限ごとに振り替えされます。

(注2)個人市県民税（普通徴収）の5期および随時期、国民健康保険税随時期は、振替対象外です。

(注3)市営住宅使用料の12月分、児童ホーム手数料・保育所保護者負担金の9期分、後期高齢者医療保険料の6期分および小学校給食費の7期分の納期限は、取扱金融機関の1月最初の営業日です。

①②③について	市税総務課	☎046(252)8021
④について	保険年金課	☎046(252)7003
⑤について	都市整備課	☎046(252)7032
⑥について	介護保険課	☎046(252)7719
⑦について	こども育成課	☎046(252)7969
⑧について	保育・幼稚園課	☎046(252)7202
⑨について	保険年金課	☎046(252)7213
⑩について	就学支援課	☎046(252)8749

取扱金融機関

- ★横浜銀行 ★みずほ銀行(注) ★三菱UFJ銀行(注) ★三井住友銀行
- ★りそな銀行 ●埼玉りそな銀行 ●静岡銀行 ●スルガ銀行
- 三菱UFJ信託銀行 ●三井住友信託銀行(注) ●神奈川銀行
- 静岡中央銀行 ★きらぼし銀行 ●横浜信用金庫 ★平塚信用金庫
- 城南信用金庫 ★さがみ農業協同組合 ●中央労働金庫
- ★ゆうちょ銀行・郵便局

(注)小学校給食費は取り扱いできません。

担当 市税総務課 ☎046(252)8021 FAX046(255)3550

固定資産税・都市計画税納税通知書の発送

令和5年度の固定資産税・都市計画税納税通知書は5月1日に発送しました。近年の郵便事情により、納税通知書の到達が発送日から1週間ほどかかることがあります。お待ちいただいても納税通知書が到達しない場合は、担当へお問い合わせください。

また、納税通知書がお手元に届いたら、納税通知書および同封の課税明細書の内容をご確認ください。

担当 固定資産税課 ☎046(252)8043 FAX046(255)3550